

断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO₂ 加速化支援事業
(先進的窓リノベ2026事業) の詳細 Ver. 3
(令和8年2月16日時点)

令和8年2月16日
環境省地球環境局地球温暖化対策課
住宅・建築物脱炭素化事業推進室

目次

I. 据助対象事業	- 1 -
1. 据助対象事業	- 1 -
2. 据助対象期間	- 1 -
II. 改修後の窓の性能	- 1 -
III. 捾助額等	- 2 -
IV. 申請方法等	- 5 -
1. 事業の全体像	- 5 -
2. 申請者(據助事業者)	- 5 -
3. 事業者登録	- 6 -
4. 交付申請時期	- 6 -
5. 交付申請期間	- 7 -
6. 捾助金の還元	- 7 -
V. 提出書類	- 7 -
1. 事業者登録	- 8 -
2. 交付申請及び交付申請の予約	- 8 -
3. 提出先	- 8 -
VI. 問い合わせ先	- 8 -
VII. 今後の予定	- 9 -

※ 本資料は令和8年2月16日時点のものです。今後、変更・追記があり得ます点、ご了承ください。
なお、修正があった場合、環境省のホームページ等において公表します。

断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO₂加速化支援事業
(先進的窓リノベ2026事業) の内容について
(令和8年2月16日時点)

I. 補助対象事業

本事業の申請は、住宅所有者等のために、住宅のリフォーム工事施工業者等（以下、「リフォーム事業者等」という。）が行います。

1. 補助対象事業

住宅所有者等^{※1}がリフォーム事業者等^{※2}に工事を発注（工事請負契約^{※3}）して実施する断熱窓への改修（リフォーム）工事を対象とします。

※1 住宅所有者等とは、本事業にてリフォームする住宅の所有者（法人を含む）、居住者又は管理組合・管理組合法人をいいます。なお、本事業では、建築基準法において第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域に建設することを認められている非住宅建築物についても補助対象とします（以下、非住宅建築物に係る記載が無い項目については、住宅に係る記載を準用します）。ただし、令和7年11月28日以降に、住宅から非住宅建築物へ建物用途の変更を行ったものは住宅として扱います。

※2 (追って更新)

※3 工事請負契約等が結ばれない工事は対象外となります。

2. 補助対象期間

令和7年11月28日以降に対象工事（断熱窓への改修を含むリフォーム工事全体をいう）に着手[※]し、令和8年12月31日までに工事が完了するものを対象とします。ただし、別途定める期間内に交付申請が可能なものに限ります。

※ 工事請負契約後に行われる工事であること

3. みらいエコ住宅2026事業等との関係

本事業は、住宅省エネ2026キャンペーンを構成する「みらいエコ住宅2026事業（環境省・国土交通省）」、「給湯省エネ2026事業（経済産業省）」及び「賃貸集合給湯省エネ2026事業（経済産業省）」と連携し、3省事業における申請のワンストップ対応を予定しています（非住宅建築物を除く）。「みらいエコ住宅2026事業（環境省・国土交通省）」、「給湯省エネ2026事業（経済産業省）」及び「賃貸集合給湯省エネ2026事業（経済産業省）」の詳細については各事業の制度の内容等を参照してください。

II. 改修後の窓の性能

「I. 補助対象事業」に該当する工事のうち、事務局に登録され、その性能が下表に掲げる熱貫流率^{※1}の基準を満たす窓へ改修する工事について、補助金交付の対象とします。

なお、申請する際には、対象工事に関する証明書等^{※2}が必要になります。

同一の住宅について、下表に掲げる性能等を満たすリフォーム工事を複数回行う場合、複数回の申請を行うことが可能です。なお、1つの窓に対し、複数回の改修を行うことはできません。

他の国庫補助金との併用については、補助対象に重複がない場合は併用可とします。なお、地方公共団体の補助制度については、国費が充当されているもの^{※3}を除き、併用可能です。

建物の種類	ガラス交換 ^{※4}	内窓設置 ^{※5}	外窓交換 (カバー工法 ^{※6})	外窓交換 (はつり工法 ^{※7})
戸建住宅				
低層集合住宅 ^{※8}				
中高層集合住宅 ^{※9}	Uw1.9 以下	Uw1.5 以下	Uw1.9 以下	Uw1.9 以下
非住宅建築物 ^{※10}				

- ※1 国立研究開発法人建築研究所が公表する「平成 28 年省エネルギー基準に準拠したエネルギー消費性能の評価に関する技術情報（住宅）」の「2. エネルギー消費性能の算定方法 2.1 算定方法 第三章 暖冷房負荷と外皮性能 第三節 熱貫流率及び線熱貫流率 5. 部位の熱貫流率 5.2 開口部 5.2.4 大部分が透明材料で構成されている開口部（窓等）又は大部分が不透明材料で構成されている開口部i（ドア等）の熱貫流率」（令和 4 年 9 月更新）に基づき、開口部の熱貫流率は、JIS A 2102-1 などによる方法の他、当該窓及びドアの仕様に応じて「平成 28 年省エネルギー基準に準拠したエネルギー消費性能の評価に関する技術情報（住宅）」の「2.2.1 第三章第三節付録B で定める熱貫流率の値によることもできます。
- ※2 性能証明書（本事業実施のために新たに定めるもの）及び工事写真（工事前後）
- ※3 ただし、内閣府の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（令和 7 年度補正予算成立分）」など別途併用を認めるとされたものが充当された場合は除きます。
- ※4 既存窓のガラスのみを取り外し、既存窓枠をそのまま利用して、複層ガラス等に交換するものをいいます。障子交換も含みます。
- ※5 既存窓の内側に新たに窓を新設するもの及び既存の内窓を取り除き新たな内窓に交換するものをいいます。ただし、外皮部分に位置する既存外窓（ドア）の開口面から屋内側へ 50cm 以内に平行に設置するものに限る。
- ※6 既存窓のガラスを取り外し、既存窓枠の上から新たな窓枠を覆い被せて取り付け、複層ガラス等に交換する工法をいいます。
- ※7 既存窓のガラス及び窓枠を取り外し、新たな窓枠を取り付け、複層ガラス等に交換する工事をいいます。
- ※8 3 階建以下の集合住宅をいいます。
- ※9 4 階建以上の集合住宅をいいます。
- ※10 非住宅建築物については、建築基準法において第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域に建設することを認められている建築物が対象です。

III. 補助額等

1. 補助額の算定方法

補助額は、対象となるリフォーム工事に応じて、次の 2. (1) ~ (3) における補助額の合計とします。

また、複数回の申請を行う場合でも、1 戸あたりの補助額の上限は、下に示すとおりとし、1 申請あたり 2. (1) ~ (3) の合計補助額が 5 万円未満の場合は申請できません。

- ✓ 1 戸/1 棟当たりの上限補助額（住宅/240 m²以下の非住宅建築物） : 1,000,000 円
- ✓ 1 棟当たりの上限補助額（240 m²を超える非住宅建築物） : 10,000,000 円

※ 1 つの建物において、住宅用途と非住宅用途が混在する場合は、それぞれについて申請が必要であり、上限額もそれぞれに適用されます。

2. 対象住宅のタイプ毎の補助額

補助単価は、次の (1) ~ (3) の対象住宅のタイプに応じ、窓の大きさの区分及び改

修方法に基づいて定める下表に示す補助額とします。

1戸及び1棟あたりの合計補助額は、補助単価に施工箇所数を乗じて算出する額とします。

なお、既存の窓1つに対して3つ以上の内窓を新たに取り付けることや、工事前のサッシ数を上回る数のサッシ数の外窓の設置等は原則としてできません。また、過去に住宅省エネキャンペーンを活用してリフォームを実施した開口部は、補助の対象外とします。

(1) 戸建住宅及び延床面積240m²以下の非住宅建築物^{※1}における補助額

(円。ガラス交換：1枚あたり。その他：施工箇所1箇所あたり)

工種	グレード	熱貫流率 (W/m ² ・K)	大きさの区分			
			特大 ^{※2}	大 ^{※3}	中 ^{※4}	小 ^{※5}
ガラス交換 ^{※6}	S S	Uw1.1以下	78,000	52,000	32,000	11,000
	S	Uw1.5以下	53,000	35,000	23,000	7,000
	A	Uw1.9以下	41,000	27,000	18,000	5,000
内窓設置	S S	Uw1.1以下	140,000	89,000	58,000	36,000
	S	Uw1.5以下	76,000	52,000	34,000	22,000
	A	Uw1.9以下	—	—	—	—
外窓交換 (カバー工法)	S S	Uw1.1以下	239,000	188,000	138,000	89,000
	S	Uw1.5以下	156,000	124,000	92,000	60,000
	A	Uw1.9以下	116,000	88,000	66,000	41,000
外窓交換 (はつり工法)	S S	Uw1.1以下	194,000	149,000	110,000	69,000
	S	Uw1.5以下	117,000	92,000	68,000	44,000
	A	Uw1.9以下	86,000	63,000	48,000	29,000

(2) 低層集合住宅及び延床面積が240m²を超える非住宅建築物^{※1,7}における補助額

(円。ガラス交換：1枚あたり。その他：施工箇所1箇所あたり)

工種	グレード	熱貫流率 (W/m ² ・K)	大きさの区分			
			特大 ^{※1}	大 ^{※2}	中 ^{※3}	小 ^{※4}
ガラス交換 ^{※5}	S S	Uw1.1以下	(3) における補助額と同じ			
	S	Uw1.5以下				
	A	Uw1.9以下				
内窓設置	S S	Uw1.1以下	(1) における補助額と同じ			
	S	Uw1.5以下				
	A	Uw1.9以下				
外窓交換 (カバー工法)	S S	Uw1.1以下	(1) における補助額と同じ			
	S	Uw1.5以下				
	A	Uw1.9以下				
外窓交換	S S	Uw1.1以下				

(はつり工法)	S	Uw1.5 以下			
	A	Uw1.9 以下			

(3) 中高層集合住宅及び延床面積が 240 m²を超える非住宅建築物^{※1, 8}における補助額

(円。ガラス交換：1枚あたり。その他：施工箇所1箇所あたり)

工種	グレード	熱貫流率 (W/m ² ・K)	大きさの区分			
			特大 ^{※2}	大 ^{※3}	中 ^{※4}	小 ^{※5}
ガラス交換 ^{※6}	S S	Uw1.1 以下	86,000	57,000	35,000	12,000
	S	Uw1.5 以下	59,000	39,000	25,000	8,000
	A	Uw1.9 以下	45,000	30,000	20,000	6,000
内窓設置	S S	Uw1.1 以下	152,000	98,000	64,000	40,000
	S	Uw1.5 以下	83,000	57,000	37,000	24,000
	A	Uw1.9 以下	—	—	—	—
外窓交換 (カバー工法)	S S	Uw1.1 以下	302,000	229,000	156,000	92,000
	S	Uw1.5 以下	202,000	153,000	104,000	62,000
	A	Uw1.9 以下	174,000	133,000	92,000	54,000
外窓交換 (はつり工法)	S S	Uw1.1 以下	302,000	229,000	156,000	92,000
	S	Uw1.5 以下	202,000	153,000	104,000	62,000
	A	Uw1.9 以下	174,000	133,000	92,000	54,000

※1 非住宅建築物については、建築基準法において第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域に建設することを認められている建築物が対象。

※2 特大：ガラス（一枚）の面積 2.0 m²以上。サッシ（一箇所）の面積 4.0 m²以上。

※3 大：ガラス（一枚）の面積 1.4 m²以上 2.0 m²未満。サッシ（一箇所）の面積 2.8 m²以上 4.0 m²未満。

※4 中：ガラス（一枚）の面積 0.8 m²以上 1.4 m²未満。サッシ（一箇所）の面積 1.6 m²以上 2.8 m²未満。

※5 小：ガラス（一枚）の面積 0.1 m²以上 0.8 m²未満。サッシ（一箇所）の面積 0.2 m²以上 1.6 m²未満。

※6 ガラス交換は、箇所数ではなく交換するガラスの枚数を乗じて算出。ドアに付くガラスのみ交換の改修は対象外。

※7 3階建以下の集合住宅又は非住宅建築物をいう。

※8 4階建以上の集合住宅又は非住宅建築物をいう。

3. その他

改修を行う住戸のドア（住宅の外皮部分にある開口部に取り付けられているものに限りません。）を、窓の改修と同一契約内で断熱性能の高いドアに改修する場合に限り補助の対象とします。単価については、当該ドアの改修方法、断熱性能（熱貫流率（2の表中の窓の熱貫流率を表すUwを、ドアの熱貫流率を表すUdに置き換えます））及び大きさ（2(1)、(2)及び(3)の「サッシ」については「ドア」と置き換えます）に基づき判断し、相当する窓の単価を適用します。

なお、窓と同様、ドアについても、事務局に対象製品として登録されたものに限りません。また、断熱性能については、欄間や袖などが対象製品の一部として登録されている場合にはこれらも含めて判断します。

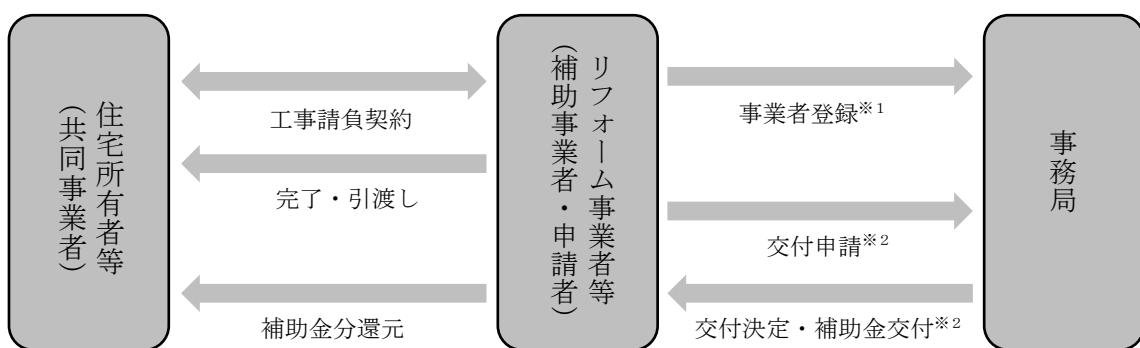
IV. 申請方法等

1. 事業の全体像

本事業は、リフォーム事業者等が、住宅所有者等からの発注を受けて補助事業者となり、補助金を申請し交付を受けるものです。ただし、交付された補助金は住宅所有者等に全額還元される必要があり、申請にあたっては還元方法について、予めリフォーム事業者が住宅所有者等に説明し、住宅所有者等の同意を得るものとします。

リフォーム事業者等は、本事業に参加し、交付申請を行うにあたっては、所定の手続きにより「補助事業者」としての登録（以下、「事業者登録」という。）を受ける必要があります。

＜申請フロー図＞



※1 事業者登録の時点で対象住宅の特定は不要です。事業者登録後に交付申請が可能となります。契約・着工は事業者登録の前でも可能です。

※2 完了・引渡しの後に交付申請が可能となります。

また、本事業は、「みらいエコ住宅 2026 事業（環境省・国土交通省）」、「給湯省エネ 2026 事業（経済産業省）」及び「賃貸集合給湯省エネ 2026 事業（経済産業省）」と連携し、3省事業における申請のワンストップ対応を予定しています（非住宅建築物を除く）。

2. 申請者（補助事業者）

本事業の申請者（補助事業者）は、リフォーム事業者（工事請負業者）等[※]とします。

※ 対象工事を複数の事業者に発注（分離発注）する事業は、1事業者（代表事業者）がすべての手続きと補助金の受領を代表して行う場合に限り、申請を行うことができます。共同事業者及び他の工事請負業者が手続きに協力することが必要になりますので、ご注意ください。

○共同事業実施規約について

原則として工事請負契約の締結時に、補助事業者と共同事業者との間で補助事業の実施や補助金の受取に関する取決め（共同事業実施規約）を締結し、交付申請時に提出する必要があります。

- 規約の主な内容

- ✓ 必要な証明書類の提出など、協力して補助事業を実施すること。
- ✓ 補助金の受取方法（工事代金に充当又は補助事業者が一旦受領して住宅事業者等に引渡し）。
- ✓ 補助事業実施上の遵守事項を遵守すること。

3. 事業者登録

交付申請を行うためには、本事業の事務局が定める登録規約に同意の上、所定の手続きに従い上記に定める書類を提出し、事業者登録を完了する必要があります。（登録規約においては、リフォーム等による省エネルギー効果について消費者等に対する情報提供の要件があります。予めご了承ください。）

なお、登録は事業者単位とし、1事業者（法人又は個人事業主）で複数登録することはできません。

期間：令和8年3月上旬～遅くとも令和8年12月31日（予定）

【登録時に必要な主な事項※】

項目	内容
事業者情報	法人：法人名称、法人番号／（必要書類）法人登記の登記事項証明書・法人の印鑑証明書 個人：屋号、個人事業主の氏名／（必要書類）事業主の印鑑証明書
事業内容	実施予定のリフォーム事業の内容、受注可能エリア（都道府県を選択）
事業免許等	建設業許可／住宅リフォーム事業者団体登録 (許可業者／登録団体の構成員の場合)

※ 登録した事業者のうち希望する者については、事務局のホームページ上で情報を公開します。

なお、令和6年度補正予算に基づく「子育てグリーン住宅支援事業」、「高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金」、「既存賃貸集合住宅の省エネ化支援事業」及び「断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO₂加速化支援事業」において事業者登録を受けている者については、所定の手続きにより反対の意思表示がなされた場合を除き、本事業の事業者登録の希望を有することを表明したものとみなし、通常より簡易に登録可能とする予定です。なお、その場合であっても、4. に示すGXへの協力に対する表明が必要です。

4. 補助対象製品の登録メーカーに対するGXへの協力

本事業は、2050年ネット・ゼロに向けた取組を通じて経済成長を実現し社会システムの変革へ挑戦し協働する取組（グリーントランスフォーメーション。以下「GX」という。）の一環として位置づけられた事業です。

本事業の製品登録の対象となる窓（ガラス）・ドアについては、下記①～③の取組の実施について表明するメーカー※により製造されたものに限ります。

※ ただし、登録メーカーの規模に応じて、当該メーカーにおいて製造する窓に係るカーボンフットプリントを求め

ることとします。

GX リーグへの参加又は温室効果ガスの排出削減に向けた目標・取組

- ① 企業の成長（例：コスト競争力の向上、海外市場の獲得）につながる今後の方針の策定
- ② 必要な人材の確保に向けた取組（例：継続的な賃上げ）
- ③ その他

5. 交付申請時期

すべての工事の完了後

6. 交付申請期間

令和8年3月下旬～遅くとも令和8年12月31日（予定）

交付申請の締切りは、予算の執行状況に応じて公表します。

- ✓ 予算の執行状況に応じて申請を締め切る場合、交付申請日が当該締切り日に近い交付申請について、Ⅲに示す補助額から減じて、補助金を支払う場合があります。
- ✓ 交付申請に必要な提出書類については、「V. 提出書類」をご確認ください。

※ 集合住宅の一括申請（集合住宅における複数戸の交付申請を一括で行うもの）及び非住宅建築物に係る申請は5月以降に申請受付を開始予定です。

○交付申請の予約について（任意）

以下の期間は、工事着手後に交付申請の予約が可能です。予約によって補助金が一定期間確保されます。

令和8年3月下旬～遅くとも令和8年11月16日（予定）

- ✓ 予約提出後3ヶ月以内（集合住宅の一括申請及び非住宅建築物に係る申請の場合は9ヶ月以内）かつ交付申請期間内に交付申請が無かった場合、その予約は取り消されます。
- ✓ 予約の完了はあくまでも着手から交付申請までの期間に予算の確保をするためだけのものであり、交付申請可能な期間に交付申請を行って交付決定されない限り、補助金交付は確定されません。
- ✓ 集合住宅の一括申請（集合住宅における複数戸の交付申請を一括で行うもの）及び非住宅建築物に係る申請は5月以降に予約受付を開始予定です。

7. 補助金の還元

補助金交付を受けた補助事業者は補助金を住宅所有者等に対して全額還元する必要があります。還元方法は、共同事業実施規約にて交付申請時に合意されているものに基づいた方法で行う必要があります。

V. 提出書類

提出書類は、現時点で想定している内容であり、今後変更となる場合があります。

必要書類や提出方法は、事務局が別に定める交付規程、マニュアル等を必ずご確認くだ

さい。

1. 事業者登録に必要な書類

事業者登録に提出が必要な書類は、法人以外は次のA及びB、法人の場合はA～Cの書類です。

- A. 事業者登録申請書（指定の様式）※印鑑証明書に登録された実印での押印が必要です。
- B. 印鑑証明書（発行から3か月以内のもの）
- C. 商業法人登記の写し（発行から3か月以内で、現在事項が確認できるもの）

2. 交付申請及び交付申請の予約に必要な書類

交付申請及び交付申請の予約を行う際は、下表に「○」の記載がある書類が必要となります。

提出が必要な書類	予約有		予約無
	交付申請の予約	交付申請	交付申請
本補助金の利用について工事発注者が同意する共同事業実施規約（指定の書式）	○		○
工事請負契約書の写し	○		○
工事発注者の本人確認書類（個人：住民票の写し、運転免許証の写し等、法人：商業法人登記の写し等）	○		○
工事を実施する住宅に係る書類（登記事項証明書の写し等）	○※ ¹		○※ ¹
対象工事内容に応じた性能を証明する書類（工事箇所毎に提出）	性能を証明する書類（性能証明書・納品書等）	○	○
	工事前写真	○	○
	工事後写真	○	○
工事着手したことがわかる写真（交付申請毎に1枚必要）	○※ ²		

※1 住宅の場合は、申請額が30万円以上の場合に必要となります（詳細は事務局が別に定める申請マニュアル等を参照）。

※2 工事箇所に不可逆的な変化（工事の完了でも可）が確認できる写真が必要となります。

3. 提出先

申請者は事務局に対して、書類の提出を含めた申請手続きをオンラインで行うものとします。

詳細については、事務局が公表するマニュアルをご確認ください。

VI. 問い合わせ先

事務局が選定されるまでの期間は、以下において問い合わせをお受けします。

環境省地球環境局住宅・建築物脱炭素化事業推進室

電話番号 0570-028-341 *通話料がかかります。

受付時間 9:00～18:00 *土、日、祝日はお受けしておりません。

VII. 今後の予定

- ・対象となる建材・設備の公募^{※1}：令和8年2月～遅くとも令和8年11月30日（予定）^{※2}
- ・事業者登録：令和8年3月上旬～遅くとも令和8年12月31日（予定）^{※2}
- ・登録事業者の公開：事業者登録後隨時
- ・交付申請の予約提出期間：令和8年3月下旬^{※3}遅くとも令和8年11月16日（予定）^{※2}
- ・交付申請期間：令和8年3月下旬^{※3}～遅くとも令和8年12月31日（予定）^{※2}

※1 審査を終えたものから順次公開されます。

※2 締切りは、予算の執行状況に応じて公表します。なお、令和8年度のスケジュールは財政当局による繰越の承認が前提となりますので、状況によって今後内容等が変更になります。予めご了承ください。

※3 集合住宅の一括申請（集合住宅における複数戸の交付申請を一括で行うもの）及び非住宅建築物に係る申請は5月以降に申請受付及び予約受付を開始予定。

本資料は令和8年2月16日時点のものです。今後、変更・追記があり得ます点、ご了承ください。なお、修正があった場合、環境省のホームページ等において公表します。